



療養費(治療用装具)の支給要件等



対象となる治療用装具

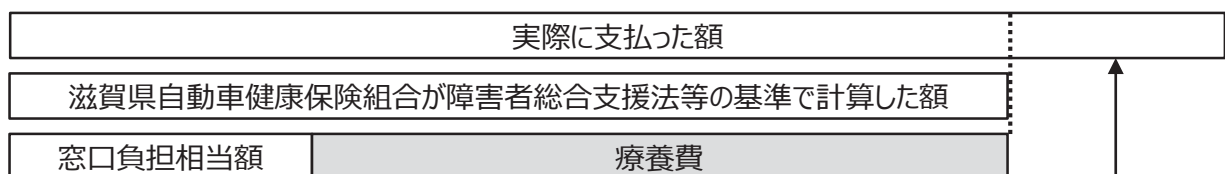
治療用装具が療養費の支給対象となるのは、次のような場合などです。

- ① 医師の指示により、コルセット、関節固定器や義手、義足、義眼、弾性着衣などの治療のため必要な装具を購入し、装着した（治療用装具代を全額負担したとき）
- ② 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入した（眼鏡代等を全額負担したとき）
※治療用眼鏡等の更新の場合は、年齢や装着期間によって支給対象とならない場合があります。

支給額

申請書に添付された領収書等により、滋賀県自動車健康保険組合が障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額（実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った額）から、加入者が窓口負担すべき額を差し引いた額を療養費として支給します。

実際に支払った額が、滋賀県自動車健康保険組合が障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額を超えている場合は、滋賀県自動車健康保険組合が計算した額の範囲で療養費が支給されます。



滋賀県自動車健康保険組合が計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。